



# 山形県公報

令和5年6月23日(金)  
第415号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……673
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定に係る事業の廃止……………(同) ……674
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……675
- 同……………(同) ……同
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林ノミクス推進課) ……676
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 道路の位置の指定の変更……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき人の指定……………(会計局) ……677

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した  
個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………同

### 公 告

- 令和6年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………(教育委員会) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(企業局) ……679

## 告 示

### 山形県告示第495号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和5年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	定 員	指定年月日
合同会社おきたまライフフュー ジョンおらふ 米沢市広幡町成島1027番地	Reはーと てらす 東置賜郡高畠町高畠543番 地	児 童 発 達 支 援	10名	令和 5. 6. 15

合同会社おきたまライフフュー ジョンおらフ 米沢市広幡町成島1027番地	Reはーと てらす 東置賜郡高島町高島543番 地	放課後等デイサー ビス	10名	同
--	---------------------------------	----------------	-----	---

**山形県告示第496号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁 目9番地	ニチイケアセンター西米沢 米沢市成島町二丁目1番110-16号	重度訪問介護	令和5.7.1

**山形県告示第497号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁 目9番地	ニチイケアセンター米沢大町 米沢市大町二丁目3番57号 メゾン・ライゼ105号室	重度訪問介護	令和5.7.1

**山形県告示第498号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営袖浦北部地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営袖浦北部地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和5年6月27日から同年7月26日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、そ

の審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営野沢地区（水利施設等保全高度化事業水利施設整備事業（農地集積促進型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営野沢地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業水利施設整備事業（農地集積促進型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
遊佐町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和5年6月27日から同年7月26日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営井岡地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営井岡地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和5年6月27日から同年7月26日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第501号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のとおり保安林に係る指定施業要件を変更する予定である旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を酒田市役所の掲示場に掲示した。

令和5年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市北俣字西沢117-10

- 2 森林所有者の氏名  
加藤正二

- 3 通知の要旨  
令和5年4月25日付け県告示第348号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第502号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市指定区域

- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年5月19日から令和6年3月22日まで

- 3 作業の種類  
公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）

**山形県告示第503号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号  私道村総建第215号
- 2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
指定の場所	東根市神町南一丁目9330番1	東根市神町南一丁目9330番1、9330番51の一部
道路の現況	延長 39.45メートル	延長 54.87メートル

- 3 変更年月日  令和5年6月13日

**山形県告示第504号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号  私道置総建第362号

- 2 指定の場所 南陽市宮内字田町二3436番地4の一部、3436番地10の一部、3436番地37の一部、3436番地45の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 44.00メートル
- 4 指定年月日 令和5年6月14日

**山形県告示第505号**

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

令和5年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日	売りさばき開始年月日
株式会社庄司商事 代表取締役 庄司 淳	山形市大字妙見寺 1739-42	同左	令和 5. 5. 31	令和 5. 6. 19

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第22号**

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

令和5年6月23日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕 谷 真 生

- 「 〃 東根市神町防災センター」を 「 〃 東根市神町防災センター に、  
〃 東根市西部防災センター」  
「 〃 尾花沢市学習情報センター」を 「 〃 尾花沢市学習情報センター  
〃 尾花沢市上柳健康増進施設 に改める。  
〃 尾花沢市鶴子交流施設 」

**公 告**

令和6年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

令和5年6月23日

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立米沢工業高等学校	クリエイティブエンジニア	10

（注） 入学志願に係る詳細については、別記「令和6年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記

令和6年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

第1 推薦入学者選抜

1 志願資格

次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を令和6年3月卒業見込みの者
- (2) 在籍高等学校長の推薦を受けている者
- (3) 合格した場合は、入学することを確約できる者

## 2 募集区域

県下一円

## 3 対象学科・募集人員

クリエイティブエンジニア科 7名

## 4 出願期間

令和5年9月4日（月）から同月15日（金）正午まで

## 5 提出書類

### (1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

### (2) 推薦書

学校所定のもの

### (3) エントリーシート

学校所定のもの

### (4) 写真

最近3箇月以内に撮影したもの

### (5) 調査書

進学用の所定の様式のもの

## 6 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書、エントリーシート及び面接の結果を資料とし選抜する。

- (1) 面接は、令和5年9月30日（土）に山形県立米沢工業高等学校で受けるものとする。
- (2) 合格発表は、令和5年10月4日（水）午後3時（予定）に行う。

## 7 その他

細部については、山形県立米沢工業高等学校の募集要項によることとし、同校に問い合わせること。

## 第2 一般入学者選抜

### 1 志願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は令和6年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

### 2 募集区域

県下一円

### 3 対象学科・募集人員

クリエイティブエンジニア科 3名（ただし、推薦入学者選抜の結果により、募集人員を増やすことがある）

### 4 出願期間

令和6年1月4日（木）から同月11日（木）正午まで

### 5 提出書類

#### (1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

#### (2) エントリーシート

学校所定のもの

#### (3) 写真

最近3箇月以内に撮影したもの

#### (4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

6 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書、エントリーシート及び小論文、面接の結果を資料とし選抜する。

- (1) 面接及び小論文は、令和6年1月20日（土）に山形県立米沢工業高等学校で受けるものとする。
- (2) 合格発表は、令和6年1月24日（水）午後3時（予定）に行う。

7 その他

細部については、山形県立米沢工業高等学校の募集要項によることとし、同校に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年6月23日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

1 落札に係る特定役務等の名称及び数量

債務負担行為工事 肘折発電所リニューアル事業 電気機械設備製作据付工事

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県企業局 電気事業課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2785

3 落札者を決定した日 令和5年6月15日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社明電舎 東北支店 宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号

5 落札金額 2,390,000,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和5年4月4日

令和5年6月23日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年6月23日発行 発行人 山形県